

消防危第197号
令和元年12月20日

石油連盟会長
全国石油商業組合連合会会长
全国農業協同組合連合会代表理事理事長

殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が本日公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うこととされました(令和2年2月1日施行)。

このことについて、下記のとおり本人確認等に係る運用要領をまとめましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されるようお願いします。

なお、これらについては、別添のとおり、都道府県等に対しても通知しているところです。

記

1 顧客の本人確認について

(1) ガソリンの容器への詰替え販売を行う際、下記(2)の場合を除き、顧客に対し、運転免許証その他の本人確認を行うことのできる書類の提示を求め、本人確認(※)を行うこと。

(本人確認を行うことのできる書類の例)

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど、
公的機関が発行する写真付きの証明書

※偽造困難なICチップに記録された券面情報を読み取ることにより本人確認を行うことも可能

(2) 以下のいずれかに該当する場合には、本人確認を行うことのできる書類の提示を省略することができる。

ア 既に上記(1)により本人確認が行われている顧客の場合

イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合

ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われており、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合

エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付き社員証が提示されている場合

2 使用目的の確認について

ガソリンの容器への詰替え販売を行う際、顧客に対し、使用目的の問い合わせを行うこと。この場合において、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認すること。

3 販売記録の作成について

ガソリンの容器への詰替え販売を行った際、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安としてこれを保存すること。この場合において、台帳を作成する方法（台帳様式の例は別紙1参照）のほか、顧客が氏名等の必要事項を記入した注文書をファイリングする方法（注文書の例は別紙2参照）や、購入者の氏名等を記載したレシートや領収書等を保管する方法についても、販売記録の作成として認められるものであること。

なお、販売記録を電磁的方法（Word、Excel、PDF等）により保存することも認められるものであること。

また、顧客の氏名は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第1号に基づく個人情報に該当するものであることから、販売記録の作成及び保存における個人情報の取扱いについては、別紙3に示す留意点を踏まえ、顧客に対して個人情報の利用目的を知らせるとともに、当該顧客の氏名等を他の顧客に見られないように販売記録を作成・保存する等、適切に運用されたいこと。

4 その他

(1) 顧客に対し、本人確認や使用目的の確認を求めた際、本人確認書類の提示等を拒否され、本人確認等が行えないにもかかわらず、詰替え販売を行った場合は、消防法令に係る技術上の基準違反となるものであること。

また、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号）別添1の警察庁事務連絡を踏まえ、本人確認等を行う際、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否する等、顧客の言動等に不審な点を感じた場合は、警察署へ通報するよう配慮されたいこと。

(2) 震災時、大雨や台風等に伴う風水害発生時又は長時間停電の発生時など、災害その他緊急やむを得ない場合において、ガソリンの詰替え販売を行う場合は、上記1から3に掲げる顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を省略することができるものであること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

本人確認及び販売記録の作成等に関する個人情報等の取扱いの留意点について

事業所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に当たって、本人確認及び販売記録の作成等に関する個人情報を取扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等に特に留意すること。

（1） 利用目的の通知

消防法令に基づき本人確認及び購入者の記録・保存をすることが個人情報の利用目的である旨を購入者に通知すること。

（2） 安全管理措置

従業者以外の者が販売記録を閲覧等することができないよう、紙台帳の場合は施錠できる場所に保管、電磁的記録の場合は外部からアクセスできないよう保存するなど、安全管理のための措置を講じること。

また、作成後、保存期間（1年を目安）が経過した場合は遅滞なく廃棄すること。廃棄に当たっては、焼却する又はシュレッダーを使用するなど、廃棄後の漏えい防止に配慮すること。

（3） 第三者提供の制限

取得した顧客の個人情報は、以下に掲げる場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならないこと。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 従業者の監督

上記に掲げる事項その他個人情報保護法の規定を従業者が遵守するよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

（5） 特定個人情報の収集等の禁止

マイナンバー法は、同法で定める場合以外の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管を禁止している。このため、販売記録の作成に当たり、マイナンバーカードの裏面のマイナンバーのコピーや書き取り等を行わないこと。